

石川県公報

平成30年10月19日

第13149号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

| 告 示 | | 目 次 | |
|--|---|----------------------------------|---|
| ○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を 求めるための事前届出 (水産課) | 1 | ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) | 4 |
| ○県道の区域の変更 (道路整備課) | 1 | ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| 公 告 | | ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○第46期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者 の推薦公告 (労働企画課) | 2 | ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) | 3 | ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○土地改良区の役員就任公告 (同) | 3 | | |

告 示

石川県告示第451号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年10月19日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 発 起 人 | | 加入区 | 法第113条第1項の規定による 漁業協同組合に対する申出 | 縦覧場所 |
|-----------|--------------|-----|---------------------------------|-----------------------|
| 氏 名 | 住 所 | | | |
| 有限会社 マルサン | 加賀市小塩町コ122番地 | 加賀市 | 行う。 | 石川県漁業 協同組合 加賀支所 |
| 株式会社 一心漁業 | 加賀市田尻町イ101番地 | | | |
| 梅田 武伸 | 加賀市田尻町北82番地 | | | |

石川県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年10月19日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | 関係図面の 縦覧場所 |
|--------|-------------------------------------|-----|-------------|---------|-------------------------|
| | 変 更 の 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | |
| 新保矢田野線 | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 小松市額見町196番1地先から 小松市額見町2番27地先まで | | 20.70~38.60 | 1,067.4 | |
| 〃 | 下記区間を道路区域に編入する。 | | | | 〃 |
| | 小松市矢田野町西10番地先から 小松市矢田野町イ19番1地先まで | | 18.00~44.50 | 655.0 | |

| | | | | | |
|-------|-------------------------------------|--|-------------|-------|---|
| 高塚栗津線 | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | ” |
| | 小松市矢田野町西10番地先から 小松市矢田野町イ19番1地先まで | | 18.00~44.50 | 655.0 | |

公 告

第46期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会の使用者委員に1名の欠員が生じたので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、使用者団体に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

石川県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

平成30年10月19日(金)から同月26日(金)まで

4 推薦手続

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

- (1) 推薦書(別記様式による) 1部
- (2) 被推薦者の履歴書 1部

5 委員候補者として推薦する者の数

1団体につき1人までとする。

6 その他

詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話076-225-1533)へすること。

(別記様式)

平成 年 月 日

石 川 県 知 事 様

事務所所在地
団 体 名
代表者職氏名



石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 所属会社名及び地位 | 所属団体名及び地位 | 備 考 |
|-----|------|-----------|-----------|-----|
| | | | | |

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

御門溜池六ヶ土地改良区

| 職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|----|-----------|---------------|------------|
| 理事 | 中 島 義 友 | 河北郡宇ノ気町多田ホ55 | 平成30年8月22日 |
| 〃 | 大 浦 竹 松 | 河北郡津幡町字領家ハ63 | 〃 |
| 〃 | 辻 井 順 平 | 〃 ハ69 | 〃 |
| 〃 | 米 光 与 次 | 〃 ハ22 | 〃 |
| 〃 | 川 崎 喜 一 | 〃 ハ41 | 〃 |
| 〃 | 北 崎 他 作 | 〃 ハ6 | 〃 |
| 〃 | 尾 山 太 作 | 河北郡津幡町字能瀬ウ83 | 〃 |
| 〃 | 新 木 市 義 | 〃 カ7 | 〃 |
| 〃 | 加 藤 明 三 郎 | 〃 ウ4 | 〃 |
| 〃 | 山 岸 市 太 郎 | 河北郡津幡町字谷内リ71 | 〃 |
| 〃 | 亀 田 義 盛 | 〃 リ16 | 〃 |
| 〃 | 黒 田 治 作 | 河北郡津幡町字御門チ83 | 〃 |
| 〃 | 中 井 寛 良 | 〃 チ102 | 〃 |
| 〃 | 田 中 吉 春 | 河北郡宇ノ気町字指江ト22 | 〃 |
| 〃 | 門 村 七 郎 | 〃 ト33 | 〃 |
| 〃 | 中 田 与 作 | 河北郡宇ノ気町字多田ホ6 | 〃 |
| 監事 | 橋 田 信 浩 | 河北郡津幡町字領家ハ56 | 〃 |
| 〃 | 中 島 忠 野 浄 | 〃 字能瀬ウ32 | 〃 |
| 〃 | 松 本 良 雄 | 〃 字谷内リ10 | 〃 |
| 〃 | 中 村 正 栄 | 〃 字御門チ88 | 〃 |
| 〃 | 和 田 宗 太 郎 | 河北郡宇ノ気町字指江ト58 | 〃 |
| 〃 | 中 川 重 尾 | 〃 字多田ホ48 | 〃 |

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

御門溜池六ヶ土地改良区

| 職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|----|---------|----------------|------------|
| 理事 | 松 能 明 人 | 河北郡津幡町字領家ハ70番地 | 平成30年8月22日 |
| 〃 | 西 田 達 夫 | 〃 御門チ73番地3 | 〃 |
| 〃 | 河 合 清 則 | 〃 谷内リ46番1地 | 〃 |
| 〃 | 岡 崎 博 | 〃 能瀬ハ92番地1 | 〃 |
| 〃 | 中 川 勝 典 | かほく市多田ホ48番地 | 〃 |
| 監事 | 川 崎 哲 夫 | 河北郡津幡町字領家ハ49番地 | 〃 |
| 〃 | 松 本 良 明 | 〃 谷内リ10番地 | 〃 |

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
白山市横江町土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
白山市横江町151番地
- 3 設立認可の年月日
平成28年2月5日
- 4 変更認可の年月日
平成30年10月12日

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都 市 計 画 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
|-------------------------|----------------------------|
| 金沢都市計画地区計画 (入江3丁目地区) | 石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課 |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都 市 計 画 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
|------------------------|---------------------------|
| 金沢都市計画地区計画 (西部中央地区) | 石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都 市 計 画 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
|----------------------------|----------------------------|
| 金沢都市計画公園 (7・4・1号本多の森公園) | 石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都 市 計 画 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
|---------------|---------------------------|
| 金沢都市計画用途地域 | 石川県土木部都市計画課及び野々市市土木部都市計画課 |

